

令和4年度 第2回 海部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

日時：令和5年3月23日（木） 午後2時から午後2時50分まで

場所：津島保健所 大会議室

次 第	発 言
1 開会 (夏目次長)	<p>お待たせいたしました。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度 第2回 海部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、津島保健所 近藤所長から御挨拶を申し上げます。</p>
2 所長挨拶 (近藤所長)	<p>津島保健所長の近藤でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、令和4年度第2回海部圏域保健医療福祉推進会議にご参集いただきましてありがとうございます。また、いつも本県の健康福祉行政に関して、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、まずは新型コロナウイルス感染症対策に関して申し上げます。皆様には3年間という長期間にわたり、患者さんの診療を始めとして、様々な立場から温かいご支援をいただいております。本当にありがとうございます。</p> <p>本県では、県独自の感染対策により、第8波の収束に向けて取り組んでまいりましたが、感染状況が一段と落ち着いてきていることから、2月27日をもって、感染対策レベルを嚴重警戒から県の対策レベルで最も低い警戒領域に引き下げたところでございます。因みに、昨日の本県の入院患者は220人、病床利用率は19.1%でございます。</p> <p>また、ご案内のように、政府は感染防止拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を打ち出しており、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけを新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へと変更し、これまでの、入院措置など行政の強い関与を伴う対応や限られた医療機関における特別な対応から、行政は医療機関支援などの役割を担うとともに、幅広い医療機関で受診できる体制へと段階的に移行することとなっております。</p> <p>本日ご参加の皆様には、本県の新型コロナ対策に関して、ご理解とご協力を賜り、重ねて心からお礼を申し上げます。</p> <p>さて、この推進会議は、保健・医療・福祉に関する施策を円滑かつ効果的に実施するため、関係行政機関、関係団体、その他関係者の皆様からご意見を賜り、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的としておりまして、令和元年8月30日以来、3年7か月ぶりに対面での開催をさせていただいております。</p> <p>本日は、3件の協議事項と、1件の報告事項を用意させていただきました。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。</p> <p>本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
3 出席者紹介 (夏目次長)	<p>申し遅れましたが、私は、本日の会議の司会を担当させていただきます津島保健所次長の夏目でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ここで、御出席していただきました皆様方を御紹介させていただく</p>

ことが本意でございますが、時間の都合もございますので、配布いたしました出席者名簿及び配席図をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。

4 資料確認
(夏目次長)

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

次第裏面を御覧ください。

次第、本書でございます。

構成員名簿

出席者名簿

配席図

愛知県圏域保健医療福祉会議開催要領

資料 1 愛知県地域保健医療計画の見直しについて

資料 2 - 1 海部医療圏保健医療計画策定委員会の設置について

資料 2 - 2 海部医療圏保健医療計画策定委員会開催要領

資料 2 - 3 令和 5 年度海部医療圏保健医療計画策定委員名簿案

資料 3 - 1 介護保険施設等の整備承認について

資料 3 - 2 介護保健施設等の指定等に関する取扱要領

資料 3 - 3 社会福祉法人博寿会特別養護老人ホームやすらぎの里の状況

別表 介護保険施設等の整備枠

資料 4 - 1 愛知県地域保健医療計画別表に記載されている医療機関名の更新内容の令和 4 年 8 月 1 6 日更新分

資料 4 - 2 同じく令和 4 年 1 2 月 2 3 日更新分

資料 4 - 3 愛知県地域保健医療計画別表

参考資料 現行の愛知県地域保健医療計画の概要について

愛知県医療圏保健医療計画 令和 4 年 3 月

愛知県地域保健医療計画 令和 4 年 3 月

以上でございます。

不足している資料がございましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

5 議長選出
(夏目次長)

続きまして、議長の選出となります。

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第 4 条第 2 項により、御出席の構成員の中から互選により決めることとなっております。

事務局といたしましては、津島市医師会長 奥村 様に、お願いする提案をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【賛同の拍手有り】

それでは、以後の議事の進行は議長にお願いします。

6 議長就任
(奥村議長)

津島市医師会長の奥村でございます。

議長を務めさせていただきますので、

よろしくお願いします。

今回の会議は多くの協議事項や報告事項があり、適切な議事進行に努めますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

7 公開非公開の 取扱い確認 (奥村議長)	議事に入る前に、 本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、 事務局から説明してください。
8 公開の報告 (安藤補佐)	当会議は、開催要領第5の第1項により原則公開としており、本日の議題につきましては、不開示情報等は含まれておりませんので公開とさせていただきます。
9 公開の取扱い について (奥村議長)	事務局説明のとおり、本会議は公開となります。 なお、本日の会議での発言内容、発言者名を、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしておりますので、御出席の皆様におかれましては、あらかじめ御承知ください。
10 出欠状況確認 (奥村議長)	続いて、要領に則り出席の確認を行います。 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第4の第3項に基づき構成員の出欠状況を事務局から報告してください。
11 出欠状況報告 (安藤補佐)	本会議の構成員は19名です。 午後2時現在の出席状況は代理出席も含めて17名、 欠席構成員数は2名です。 したがって、要領第4の第3項に規定されている、構成員の過半数以上の出席があることを報告いたします。
12 状況報告確認 (奥村議長)	ただ今、事務局から報告のありましたとおり、過半数以上の出席があることを確認しましたので、議事を進めます。
13 協議事項1 (奥村議長)	議事の一つ目は協議事項です。 関連しますので、1つ目の愛知県地域保健医療計画の見直しと2つ目の海部医療圏保健医療計画策定委員会の設置について、合わせて審議いたします。 それぞれについて、事務局から説明してください。
14 協議事項1 説明 (鈴木主任)	津島保健所総務企画課の鈴木でございます。1つ目の協議事項であります愛知県地域保健医療計画の見直しについて説明させていただきます。着座にて失礼します。 保健医療計画について簡単に説明申し上げます。 資料の一番後ろ、参考資料をご覧ください。 体系図が載っておりますが、一番左に基本方針があります。その右の上から総論、医療圏及び基準病床数、医療提供体制の整備、一番下に医療圏保健医療計画とあります。真ん中あたりに色々書かれておりますが、医療提供対策の整備のところでは、いくつかの目標や救急医療対策や災害医療対策などいくつかの対策が書かれております。 一番右はもっと細かく書かれておりますが、ちょうど真ん中、機能を考慮した医療提供施設の整備目標として、がん対策、脳卒中対策など、具体的な対策が書かれております。保健医療計画は、このように書かれておりますので、本物を見ていきたいと思っております。机の上に青

い本が2冊あります。一つが愛知県地域保健医療計画で県全体のことが体系図の内容で書かれております。もう一つが愛知県医療圏保健医療計画となっており医療圏ごとに先ほどの体系図に沿って書かれているものです。

それでは、地域保健医療計画の22ページをご覧ください。表がありますが、上から3つ目に海部医療圏とあり、津島市、愛西市など7つの市町村が海部医療圏となっております。右側23ページをご覧ください。地図がありますが、左の方に海部医療圏があります。

今度は、医療圏保健医療計画をご覧ください。順番になっており、最初が名古屋医療圏、2番目が、ここ海部医療圏のことが書かれております。簡単ですが、保健医療計画はこのようになっております。

それでは資料1をお願いします。これは、県庁の医療計画課が会議資料として作成したのですが、今回はこれを使って説明いたします。

まず、1趣旨についてですが、医療法第30条の4の規定に基づきまして、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとなっております。本県では、愛知県地域保健医療計画として、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画を策定しております。昭和62年8月の策定から過去9回の見直しを経まして、お手元にごございます現在の愛知県地域保健医療計画に至っておりますが、現在の計画期間が来年度、令和5年度までとなっているため、計画を見直し、令和6年3月を目途に次期医療計画を策定、公示されることとなります。

次に2計画期間についてですが、医療計画は、医療法第30条の6第2項の規定により、6年ごとに必要があると認めるときは変更するとされているため、次期医療計画の計画期間を令和6年度から11年度までの6年間となります。

なお、現在の計画も6年間ですが、それまでの計画期間は5年間となっております。しかしながら介護報酬や診療報酬の見直し時期と整合を取りやすくするため6年間に変更されたという経緯がございます。

次に3見直し方針についてです。医療計画の見直しに関しては、国から医療計画作成指針等が示され、指針等に基づき作業を進める予定でありまして、現在、国において指針の見直し等の検討が進められております。

(1) について、次期医療計画は、引き続き計画本文及び医療計画別表に記載されている医療機関名で作成することとなります。なお、別表につきましては後程報告事項でご説明いたします。

(2) について、先ほど見た通り愛知県地域保健医療計画と2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画を別に作成しております。次期医療計画では、県計画本文の中に1つの項目としてそれぞれの医療圏計画が記載されることとなります。その理由としましては、同じ内容の図を削除するなど、記載内容を精査し、一般県民でも分かりやすい計画となります。

(3) については大きな変更点となります。次期医療計画では、新興感染症発生・まん延時における医療が記載の必要な事業となります。

ここで医療計画に記載すべき疾病や事業について簡単にお話し申し

上げます。

配布資料の1番後ろにあります参考資料を再びご覧ください。

現在の医療計画の体系図がございます。右側中ほどの枠の中に太字と網掛けをしたがん対策、脳卒中対策、心筋梗塞等の心血管疾病対策、糖尿病対策、精神保健医療対策というものがございます。これは医療法で広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められるとされた疾病で、医療計画にそれぞれの対策を記載することとされており、5疾病と呼ばれております、

今度は、体系図の真ん中の枠中ほどより下に同じく太字と網掛けで救急医療対策、災害医療対策、周産期医療対策、小児医療対策、へき地保健医療対策という枠がございます。これも医療法で医療の確保が必要で、医療計画にそれぞれの対策事業を掲載することとされており、5事業と呼ばれております。

今回は、新興感染症発生・まん延時における医療対策が事業として追加されるということがございます。

なお、新しい医療対策ということで、詳細な記載項目につきましては、年度末に国が指針を示すこととなっております。

裏面2ページをお願いします。

(4)について、医療計画では、一般病床や療養病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定することとされていますが、次期計画においては、愛知県地域医療構想において設定した構想区域や、介護保険事業支援計画及び老人福祉圏域等を考慮しながら検討を行います。

(5)の基準病床数については、年度末に国から示される算定方法に基づき、見直しが図られます。

(6)について、次期県計画は、現行計画をベースとして、掲載しているデータや現状の時点修正等を行い、必要に応じて課題や今後の方策、指標について見直しを行うこととされています。

(7)については、本県において介護保険事業支援計画として策定しております愛知県高齢者福祉保健医療計画については、次期医療計画と同時に見直しが行われることとなりますが、医療計画の一部として策定した地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向けて、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要があることから、計画の見直しにおいても整合性を図ってまいります。

(8)について外来医療計画及び医師確保計画についても、計画期間が令和5年度までとなっているため、同様に見直しが行われます。

次に4 調査についてですが、基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査するため、患者一日実態調査が行われます。また、愛知県医療情報システム及び病床機能報告結果を活用し、県内医療機関の入院患者の受療動向が調査されます。

次に5 見直し体制についてですが、まず、計画の見直し全体に関しては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととしております。県全体の計画は医療審議会医療体制部会において審議、検討を行ってまいります。

ここで、医療審議会、医療体制部会について簡単に説明申し上げます。

この医療審議会は、知事の諮問に応じ、本県における医療を提供す

る体制の確保に関する重要事項について調査審議する組織で、医療法第72条に基づき設置されております。現在は名古屋大学医学部長を会長とし学識経験者である委員、医師・歯科医師・薬剤師である委員、医療を受ける立場である委員、合わせて30名で構成されております。

また、医療体制部会は、医療計画に関する重要事項を調査審議する組織で、愛知県医療審議会運営要領に基づき設置されております。現在は愛知県医師会会長を部会長とし、それぞれの立場である合わせて11名で構成されております。

これらの会議で県全体計画を審議・検討を行いますが、圏域の医療圏計画については、この保健医療福祉推進会議において審議、検討を進めてまいります。

具体的な作業については、この後の協議事項であります。前回の見直しと同様に、圏域会議の下に医療計画策定委員会を設置し、当該圏域の計画案を作成することとしたいと思います。

資料1の3ページをお願いします。

6 スケジュールですが、この表には色々記載されていますが、重要なことだけ説明いたします。

表の真ん中に破線で囲ってありますが、圏域項目原案の提出 8月末とありますので、事務局として素案を6月ごろまでに作成します。

その素案を検討・協議する保健医療計画策定委員会を6月から7月にかけて開催し原案を作成します。

その原案を審議するため、この保健医療福祉推進会議8月までには開催し、策定した原案を県庁へ提出します。

提出された原案は県庁の会議で検討され、その後パブリックコメントを経て来年1月には修正案としてこちらに戻ってきます。

その修正案について検討・協議する保健医療計画策定委員会を令和6年1月から2月にかけて開催し、最終原案を策定します。

最終原案を審議するための保健医療福祉推進会議は令和6年2月に開催し、その後、県庁へ提出する予定をしております。

保健医療計画の見直し手順は以上になりますので、ご審議をお願いします。

15 協議事項 2
説明
(鈴木主任)

続いて2つ目の協議であります海部医療圏保健医療計画策定委員会の設置について説明させていただきますので、資料2-1、2-2、2-3をご用意ください。

資料2-1をご覧ください。協議事項が記載してあります。

1 趣旨ですが、先ほどお話ししたように保健医療計画見直しの検討及び協議を行う計画策定委員会を設置する。ということです。

2 開催要領ですが、委員会を開催する手続きを定めた開催要領を資料2-2のとおり制定したい。ということです。

それでは、資料2-2をご覧ください。この要領は、第1条の目的から第6条のその他まで、それに別表という構成になっております。

第1条の目的と第2条の所掌事務は、ご覧のとおりこれまでお話ししたとおりであります。

その下、第3条が委員については、裏面にある別表に掲げる者としておりますので、裏面をご覧ください。

地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会それぞれの代表者、主要病院

	<p>の代表者、市町村保健衛生担当部局の代表者及び市町村高齢介護部局の代表者としております。</p> <p>おもて面に戻っていただき、次の第4条が運営について。</p> <p>第5条が事務局について。</p> <p>第6条がその他として必要な事項は保健所長が別に定める。と規定しております。</p> <p>資料2-1にお戻りください。</p> <p>3策定委員ですが、開催要領3条に基づく委員の選考案は先ほど見ていただいた別表に従って選考させていただきましたので、資料2-3をご覧ください。</p> <p>こちらが委員名簿案となります。</p> <p>三師会の各会長様、主要病院代表として公立・公的病院の各病院長様、精神科病院の代表として前回は七宝病院様にお問い合わせしたので、今回は好生館病院病院長様、高齢介護部局の代表として慣例といたしまして津島市の介護保険課長様、保健衛生担当部局代表として、こちらも慣例で海部医師会長様の医療機関が所在する市町村として愛西市の健康推進課長様をお願いしたいと考えております。</p> <p>それではまた、資料2-1の3策定委員の項目にお戻りください</p> <p>尚書きの部分にありますように、人事異動があった場合は後任の職の者を充てることとしたいと思っております。</p> <p>4スケジュールですが、1つ目の協議事項の中のスケジュールで説明した通り1回目が6月から7月にかけて2回目が来年1月から2月にかけて開催したいと考えております。</p> <p>本日、保健医療計画見直しの手順及び医療計画策定委員会の設置について御承認いただければ、新年度早々から、策定委員会において見直し作業を進めていきたいと考えていますので、ご審議をお願いします。</p> <p>協議事項の1及び2についての説明は以上となります。</p>
<p>16 協議事項 1, 2 審議 (奥村議長)</p>	<p>では、協議事項として提案のありました愛知県地域保健医療計画の見直し及び海部医療圏保健医療計画策定委員会の設置の承認について採決を行います。</p> <p>事務局から提案のありました医療計画の見直し手順及び見直しに必要な策定委員会の設置について承認される方は恐れ入りますが挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【構成員全員挙手】</p> <p>ありがとうございました。全員賛同により二つの提案が承認されましたので、令和5年度におきまして医療計画の見直しに取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>17 協議事項 3 (奥村議長)</p>	<p>それでは、協議事項の3つ目介護保険施設等の整備承認について審議いたします。</p> <p>これについて、事務局から説明してください。</p>

<p>18 協議事項 3 説明 (荒木センター長)</p>	<p>海部福祉相談センターの荒木でございます。</p> <p>社会福祉法人博寿会から、海部郡飛島村で運営している介護老人福祉施設の定員を10人増設する整備計画について、事前相談票が提出されましたので、御議論いただくものです。</p> <p>介護老人福祉施設とは、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設であり、介護保険法に規定されている施設サービスの1つですが、老人福祉法では特別養護老人ホームと呼ばれています。</p> <p>今回の整備計画は、社会福祉法人博寿会が運営する介護老人福祉施設やすらぎの里において、併設されている短期入所生活介護の10人を介護老人福祉施設に転換するものです。</p> <p>海部圏域の介護老人福祉施設の整備枠は資料3-1のとおり、第8期の整備目標1,421人に対し、現在の定員数は1,411人であるため、10人の整備枠があり、今回整備を承認しても、整備目標の範囲内に収まっております。</p> <p>今回整備する介護老人福祉施設は短期入所生活介護と併設されており、人員基準は両サービスの定員を合算して規定されているため、今回の整備に伴い職員を増員する必要はありません。</p> <p>当施設の待機者数と短期入所生活介護の利用実績は資料3-3のとおりですが、現在、短期入所生活介護を利用している者のうち、半数が介護老人福祉施設の入所を希望している長期利用者となっているため、今回の整備により、短期入所生活介護の利用に支障が生じる恐れはないものと考えられます。</p> <p>資料3-2の介護保険施設等の指定等に関する取扱要領の第4項第2項及び第3項3ページの規定に基づき、整備予定施設所在地の飛島村及び海部管内の他市町からも意見をお聴きしましたが、特段意見はありませんでした。</p> <p>社会福祉法人博寿会は1992年に創立され、飛島村で各種介護保険事業を実施していますが、これまで特に問題等が生じたことはありません。</p>
<p>19 質疑応答 (奥村議長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>20 協議事項 3 審議 (奥村議長)</p>	<p>では、協議事項として説明のありました介護保険施設等の整備の承認について採決を行います。</p> <p>この施設整備の承認される方は恐れ入りますが挙手をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。施設整備が承認されましたので、今後の対応をしていただきたいと思います。</p>
<p>21 報告事項 (奥村議長)</p>	<p>それでは、報告事項に移ります。愛知県地域保健医療計画別表に記載されている医療機関名の更新について事務局から報告をお願いします。</p>

<p>22 報告事項説明 (鈴木主任)</p>	<p>報告事項であります愛知県地域保健医療計画別表に記載されている医療機関名の更新について説明申し上げますので、資料4-1、4-2、4-3をご用意ください。</p> <p>まず、簡単にこの別表の概要について説明させていただきます。先ほど協議事項において説明しました愛知県地域保健医療計画の策定は、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的したものです。</p> <p>計画に挙げられている、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患といった5疾病、それから救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療及びへき地医療の5事業並びに在宅医療について対応する個々の医療機関につきましては、もともと医療計画の冊子の本文中、或いは体系図の方に医療機関名が記載されておりましたが、医療機関の数および内容といったものが増え、本文中の記載が困難になったため、別表という名称の別冊になりました。</p> <p>全体で40数ページ及ぶこの別表は、各医療機関からの報告、或いは県庁が行う調査等で判明次第、随時更新されております。そして更新後、直近のこの圏域推進会議でご報告することになっております。</p> <p>今年度は、令和4年8月16日及び令和4年12月23日に更新がされましたので、今から変更のあった部分をご報告いたします。</p> <p>まず、資料4-1をご覧ください。このように5疾病、5事業ごとに変更された内容が分かるように記載されております。</p> <p>令和4年8月16日の更新については、海部医療圏の医療機関で変更はございませんでした。</p> <p>次に資料4-2をご覧ください。</p> <p>令和4年12月23日の更新分ですが、一番下に7周産期医療の体系図に記載されている医療機関名 地域周産期医療施設正常分娩等軽度な場合とあります。</p> <p>裏面をご覧ください、一番上に海部医療圏健診のみ実施している医療機関の病院の欄の津島市民病院を削除。とあります。</p> <p>今年度の更新における関係分はこの1件でございました。</p> <p>この更新を反映いたしました最新の別冊について、海部医療圏の医療機関掲載箇所のみ抜粋したものを資料4-3として添付しております。</p> <p>なお、この別冊は、県庁のホームページの保健医療局医療計画課のページに保健医療計画が掲載されており、そこでもご覧いただくこともできますので、最新版が必要な場合は、こちらをご利用ください。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
<p>23 質疑応答 (奥村議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問はありますか。</p>

24 議事確認 (奥村議長)	最後に、その他として事務局から何かありますか。
25 その他 (安藤補佐)	<p>会議の冒頭に申しあげましたとおり、 本日の会議の公開部分の内容につきましては、 後日会議録として愛知県のホームページに掲載することにしており ます。</p> <p>掲載内容については、事務局が作成したものを発言者の方に御確認 いただくこととしておりますので、御協力お願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
26 議事修了 (奥村議長)	<p>本日の海部圏域保健医療福祉推進会議の議事は、これで終了いたし ました。</p> <p>皆様の御協力によりまして、議事が順調に進行できましたことを感 謝申し上げます。</p> <p>それでは、事務局に進行をお返しします。</p>
27 進行引き取り (夏目次長)	<p>奥村様、どうもありがとうございました。</p> <p>では、閉会にあたり、津島保健所 近藤所長からごあいさつ申し上 げます。</p>
28 閉会挨拶 (近藤所長)	<p>貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。会議中にご説明い たしましたように、来年度は医療計画の改定という、極めて重要な業 務がございます。当地域における今後の医療体制のグランドデザイン を描くことにより、住民の皆様が安心かつ安全に暮らすことができる 地域をつくるため、お力添えを賜りたいと存じますので、どうぞよろ しくお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、閉会にあたりまして、私からのお礼のごあ いさつとさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
29 閉会 (夏目次長)	<p>それでは、これをもちまして、 令和4年度 第2回 海部圏域保健医療福祉推進会議を終わらせてい ただきます。</p> <p>この後の海部構想区域地域医療構想推進委員会に出席いただく構成 員の皆様は、引き続きよろしくようお願いいたします。</p> <p>開会は午後3時を予定しております。</p> <p>また、ここでお帰りいただく構成員様におかれましては、交通事故 などにお気をつけてお帰りください。</p>